

議案第40号資料

鶴ヶ島市都市計画税条例新旧対照表

改正後	現 行
附 則	附 則
1 略 (法附則第15条第14項の条例で定める割合)	1 略 (法附則第15条第15項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)	2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)	3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)
4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)	4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)
5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)	5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)
6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
7～18 略 (読替規定)	7～18 略 (読替規定)
19 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	19 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
20 略	20 略